

## 法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実にに向けた基本的な方向性（案）

平成30年 月 日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院等特別委員会

本特別委員会として、平成27年6月の政府の法曹養成制度改革推進会議決定（以下「推進会議決定」という。）を踏まえ、法科大学院等の教育の改善・充実にに向けた方策について、以下のような基本的な方向性を前提に、所要の施策を可能なものから直ちに推進することを求めるとともに、法科大学院の立場からの司法試験・司法修習との有機的な連携の在り方も含め、更に検討を深める事項を引き続き議論していくものとする。

### はじめに

- 質・量ともに豊かな法曹を養成するため、司法制度改革の柱の一つとして、法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度が創設され、平成18年3月に初めて法科大学院の修了生を出して以来修了資格による司法試験の合格者数は約2万人を超えている。
- 法科大学院による教育の成果は、「法科大学院修了生の活動状況に関する実態調査」（平成28年3月）等で明らかになっており、法科大学院自身のみならず、受入れ側の法律事務所や企業等からも評価されており、法曹として第一線で活躍する者も多数輩出されている。推進会議決定を踏まえ、法科大学院において自主的な見直しの促進や教育の質の向上の取組が行われ、近年、法科大学院全体として法学既修者コース（以下「既修者コース」という。）の修了生の約7割は修了後3年以内に司法試験に合格している。一方で、法学未修者コース（以下「未修者コース」という。）の累積合格率は5割に達せず、修了に要する期間と経済的負担、課題を多く抱えた法科大学院の存在等もあり、法科大学院志願者、入学者は減少を続けている。
- グローバル化の更なる進展や、第4次産業革命によるビジネスモデルの転換等が行われる中で、法科大学院の創設時に教育理念とされた、専門的な法知識を確実に習得させるとともに、創造的な思考力の育成や先端的な法領域について基本的な理解を得ることがますます求められている。これらの状況を踏まえて、プロセスとして法曹を養成するという理念を堅持しつつ、法曹志望者を増やし、法科大学院教育によって社会に有為な人材として輩出できるよう、制度改革が必要である。

## I. 法科大学院等の教育の改善・充実に向けた基本的な考え方

- プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成・輩出されるよう、法科大学院について、優れた資質を有する志願者の回復に向け、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹になることができる途を確保するなど、既修者コースと未修者コースともにその制度改革を進めるべきである。
- その際には、法科大学院の直近の教育実績や法曹の活躍状況について社会に必ずしも正確に伝わっていないことや、法学部が高校生等にとって以前と比べて魅力的な進学先に映っていないことを踏まえ、法科大学院と法学部はより連携を図り、大学における法学教育全体の在り方を検討し、有為な多くの学生等を積極的に呼び込むことが求められている。
- また、法曹資格を得るまでに要する時間的・経済的負担が法曹志望者減少の一因となっているとの指摘もあり、優れた資質と明確な志望を有する者については、法学部を経て法科大学院まで5年間で修了できる仕組みを充実・確立し、法曹への進路選択の魅力を高めることも重要である。
- 未修者コースについては、様々なバックグラウンドを有する質の高い法曹を生み出してきたものの、法学を履修する課程以外の課程を履修した者（以下「純粹未修者」という。）の入学は減少しており、約7割が法学部出身者となっている。また、未修者コースを3年間で修了できるのは半数程度である上、修了1年目の司法試験合格率も2割を切っており、未修者コース入学者に対する教育の更なる改善が求められている。
- 未修者コースについては、純粹未修者や社会人として経験を積んだ上で法科大学院に入学した後に、専門分野を生かして法曹として実績を積んでいる者の活躍状況を広報するなど、有為な人材の確保を図りつつ、その在り方や教育方法について制度全体として質保証を図る方策を更に検討し、純粹未修者や十分な実務経験を有する者が入学者の多数を占めることを目指すべきである。

## II. 法科大学院等の教育の改善・充実方策

### 1. 法科大学院と法学部等との連携強化について

- 法科大学院制度の創設に当たっては、プロフェッションとしての法曹を養成するという役割に特化するため、「独立性の確保」が求められたことから、多くの法科大学院が独立研究科として設置され、現在に至っている。

- 独立研究科として設置されたことは、組織としての決定がスムーズになるなどのメリットがあった一方で、法学部との連携がしにくく、法学部生の一定度を占める法曹志望者が、法曹を目指して法学部と法科大学院で一貫して法律の学修を進めることを妨げるような側面も生じている。
- そのため、法科大学院が法学部や法学研究科等との組織的運営など、独立研究科以外の柔軟な組織形態を採用することが可能であることを明確化する。加えて、連携の実効性を高めるため、専門職大学院の必要専任教員のうち算定の基礎となる修士課程の必要教員数までの範囲内（概ね7～8割程度）で学部との兼務を認める制度改正について、法科大学院において活用すべきである。
- 法科大学院は法学部とより連携を図り、有為な多くの学生等を積極的に法学部や法科大学院に呼び込むとともに、法学部に「法曹コース（仮称）」（以下「法曹コース」という。）の設置を奨励し、法学部が自校又は他校の法科大学院と連携して体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、法曹志望が明確な学生等に対しては学部段階からより効果的な教育を行うこととする。
- 法学部（法曹コース）においてより充実した教育を行うことにより、法科大学院への進学に当たっては、法学部の学生は既修者コースへの入学を基本とし、未修者コースは純粋未修者や十分な実務経験を有する者のための教育を基本とするよう、制度改革に取り組むべきである。
- 学部段階から法科大学院進学を見据えて教育を行うに当たっては、学部4年間と法科大学院2年間の学修によって法曹になる途に加えて、優れた資質・能力を有する者が早期に法科大学院に進学できる仕組みを明確化し、時間的・経済的負担の軽減を図ることとする。

## 2. 法学部の「法曹コース」の在り方について

- 法曹志望が明確な学生に対しては、早期卒業・飛び入学の利用により法学部等から法科大学院までの教育課程を一貫的に実施するなど、教育課程面での連携を強化すべきである。
- 早期卒業・飛び入学を利用して法科大学院の既修者コースに入学する者は着実に増えてはいるものの、その数はなお限られているが、大学の自主的な取組により、法科大学院との連携により法学部に法曹コースの設置が進められており、「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」で採択された平成30年度取組も19大学に達しており、今後大幅に増加することが見込まれる。
- 現在の法曹コースの開始年次や学修内容は、大学によって様々であり、学部時代に法曹コースに所属していても、法科大学院においては他の学生と同様の

教育課程を履修している。これらの大学の取組が、学部における教育の質が確保されながら推進されるよう、法科大学院に進学する者が法学部において修得すべき資質・能力を整理することが必要である。

- 法学部においては、修得すべき資質・能力の整理を踏まえ法科大学院と連携して法曹コースを設置して、法律基本科目に相当する科目について法科大学院における学修に円滑に進むことができるよう、基礎的な学識を身に付けさせる充実した教育を行うことが期待される。
- 法曹コースへの学生の振り分けは、教養科目等の幅広い学修を積む必要があることを考慮すれば2年次進級時点以降が適当と考えられるが、各大学の実情に応じて柔軟に設定する。
- 外国語科目やその他人文・社会科学系科目、自然科学系科目など、法律科目以外の一般教養科目についても、法曹コースへの振り分け前も含め学部段階において幅広く履修した上で、法科大学院に進学する教育課程を編成する。
- 教育課程編成の柔軟性を確保するため、法科大学院入学時に優れた法律学の学識を有すると認められる者を対象として当該法科大学院において修得したとみなすことができる単位数の上限を緩和することや、入学前の既修得単位を当該法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数について、既修者認定によるものと合わせた上限を緩和することにより、修得したものとみなすことができる単位数の上限（現行30単位）を一定程度（例えば10単位程度）緩和する。
- 法科大学院で開講される科目、例えば基礎法学や隣接科目や法律基本科目と関連が深い展開・先端科目について、カリキュラムの整合性や教育の質を確保しつつ優秀な学部生が受講しやすくなるよう、科目等履修生や共同開講という制度を推進するに当たっての留意事項について整理することが必要である。
- これらの方策により、学部3年間と法科大学院2年間の学修によって無理なく確実に法曹に必要とされる資質・能力を修得することができる教育課程の編成を可能とし、法学部の学生は学部3年間に加えて、法科大学院2年間で法曹になる仕組みを充実・確立するべきである。これまで早期卒業・飛び入学制度を活用して既修者コースに入学した学生の修了後1年目の司法試験合格率は約57%と既修者平均より10%以上高くなっているが、新たな仕組みの下でもこの水準の維持・向上が期待される。
- 学部段階における幅広い学修を担保するため、優秀な学生が学部3年次終了時点で法科大学院に進学するに当たっては、主として早期卒業を活用するものとするが、これらの方策の活用に当たっては、学校教育法に規定されている現行の早期卒業制度が優秀な学生を対象とした例外的な措置であるため、その在

り方について検討する。

- 法学部において法曹コースを設置する際には、一貫したカリキュラムの編成等について自校又は他校の法科大学院と連携、協議することを必要とする。地域における法曹養成機能の再構築が必要な状況を踏まえ、法科大学院を設置していない大学の法学部が他大学の法科大学院と連携して法曹コースを設置することも期待される。
- 法科大学院と法曹コースの接続を確保するため、法曹コースを履修し、法科大学院進学時に法曹コースを修了する予定である学生を対象とする入学者選抜枠を例えば各法科大学院の定員の5割程度を上限として認めるものとする。この既修者コース入学者選抜枠については、書類審査や面接等を重視する推薦入試方式を始め当該選抜枠の出願資格や合格判定の基準等は各法科大学院等において定めるものとするが、当該選抜枠による合格者の質や公平性の確保の観点から、推薦入試に係る方針については引き続き検討する。当該選抜枠による入学試験において、入学者の質が確保されているかどうか、また、自校と他校の法曹コース学生を公平に取り扱っているかどうかは認証評価で確認することとするが、地方においては十分な司法サービスの提供を確保する必要があることにかんがみ、各法科大学院の方針に基づき地方枠を設けることも期待される。
- 一貫した教育課程の内容や、法科大学院入学前の学修によって、既修得単位として認定される科目等について公表する。

### 3. 法学未修者教育の質の改善について

- 優れた資質を有する純粋未修者や十分な実務経験を積んだ者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍しているが、未修者コース修了者全体の司法試験合格状況が振るわないこともあり、その入学者は減少を続け、また未修者コースの入学者の約7割は法学部出身者となっている。
- 未修者コース入学者の標準修業年限修了率は約51%、修了後1年目の司法試験合格率は約16%と、3年間で法科大学院を修了し、司法試験に合格することが困難な状況になっており、特に、司法試験合格率については法学部出身の方が振るわない状況になっている。
- 未修者コース入学者に占める純粋未修者や実務経験者の割合を増やすことが望ましいが、現在の状況では一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保の観点から適当でなく、法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」と定めた文部科学省告示を見直すのが適当である。

- 純粹未修者については、入学者選抜のみでは法曹に必要とされる資質・能力を3年間で身に付けさせることができるかを判断するのが困難な面があり、共通到達度確認試験など進級に当たっての質保証プロセスを導入し、未修者コースの質の保証を制度化することが必要である。
- 法学未修者教育に必要とされるきめ細かな指導を効果的に行っている法科大学院について、教育実績を踏まえつつ、重点的に支援する必要がある。
- 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行う法科大学院について、より安定的・継続的に支援することが必要である。その際、手厚い教育体制を確保するため、複数法科大学院で連携して実施すること等を促進する仕組みとするべきである。また、法学部の法曹コースに純粹未修者の教育機能を持たせる場合には、併せて評価することとする。
- 各大学において行われている優れた未修者教育の事例・手法を体系化するとともに、未修者教育を行う法科大学院全体において法学未修者に対する効果的な教育方法を共有することが必要である。効果的な未修者教育の手法を共有することや複数法科大学院が連携した教育の実施、人的な交流等を促進するための具体的な方策について、引き続き検討する。
- 法学未修者に対する教育課程の工夫ができるように、法科大学院の法律基本科目と学部における相当する科目の共同開講が可能となるよう、他の分野の研究科と学部の共同開講の事例を踏まえつつ、留意事項について整理することが必要である。
- 法科大学院入学前に一部の科目を先行して履修することについて、どのようなことが可能であるかなど法学未修者への教育の工夫の範囲内として認められ得る内容について改めて明確化を行う。
- 法科大学院は、引き続き厳格な成績評価、進級判定を行いつつ、受け入れた学生が修了できるようにきめ細かな指導を行う。法曹養成制度においては法科大学院が修了生に対しても必要な助言を行うことや、十分な実務経験を有する有為な者が法科大学院に入学することが期待されることから、これらが促進されるよう必要な検討を行う。

### Ⅲ. その他検討すべき事項

#### 1. 法学部の教育の改善・充実策等について

- 法学部の教育の在り方、役割、育成すべき人材像について、卒業生の進路の多様性を踏まえつつ、検討する必要がある。

- 改善方策の検討に当たっては、規模や学生の進路希望等、各大学の事情を考慮する必要がある。
- 各大学において、学部生の想定される進路やそのためにどのような教育を提供するかについて引き続き検討する。
- 社会において法律が実際にどのように適用され、法曹がどのような活動をしているかを学生が学ぶことができるように、法律実務家等による講義や講演の機会を設けることなど一層の工夫をすることが期待される。
- 法学部と法科大学院との連携による課程を設置する際に、併せて学生の進路希望等に応じたコースを置くことや、求められる能力とそれに応じた履修モデルを示すことなどにより、学生に進路の多様性を可視化し、それに応じた教育を提供していることを明確化することについて引き続き検討する。
- 理論と実務に精通した研究者を養成し、高度な教育を持続可能とするために必要な法科大学院と法学系大学院（修士課程・博士課程）との連携方策について引き続き検討する。